

Chapter1 特許法、実用新案法

【1】特許法

1. 特許制度の目的

特許とは・・・電気製品や薬、自動車などの「発明」に与えられる権利のこと

① 保護対象・・・発明

② 目的・・・産業の発展

- ・ 技術的な進歩に対して法的な**保護**を与え、発明者に対して**独占的な権利**を与えることで、更なる創造を促し、ひいては**その国の産業の発展に寄与**することを目的とする
- ・ 法的な制限を設けることで、**発明の利用**を促進させ、ひいては**その国の産業の発展に寄与**することを目的とする

③ 法的な制限・・・存続期間 ⇒ 発明を独占的に実施できる期間に制限を設けている

出願公開制度 ⇒ 発明の内容を公開することの代償として、発明に独占権を与えている

2. 特許法の保護対象

① 発明の定義

- ・ **自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの**

※「技術的思想」とは・・・**知識として第三者に伝達できる客観性のあるもの**をいう

- ・ 原則として、すべての技術分野における**「物」の発明と「方法」の発明**について、特許権が与えられる

「自然法則を利用した」

自然法則それ自体や、**コンピュータ言語**などの人為的取り決めは、自然法則を利用していないので、発明には該当しない

永久機関は、発明には該当しない

「技術的思想」

熟練した職人の技術など個人の熟練によるものや**著作物**などは、技術的思想に該当しないので、発明には該当しない

「創作」

天然物などの単なる発見は、創作したことに該当しないので、発明には該当しない

Chapter1 特許法、実用新案法

「発明に該当しないもの」の例	その理由
エネルギー保存の法則	自然法則自体
計算方法	数学上の法則であり、自然法則を利用しない
コンピューター言語	人為的取り決めであり、自然法則を利用しない
ビジネスモデル	人為的取り決め・経済法則であり、自然法則を利用しない
永久機関	自然法則に反する
熟練職人の技	技術的思想ではなく、技能
フットボールの投球方法	技術的思想ではなく、技能
絵画・彫刻	美的創作物であり、技術的思想の創作ではない
天然物	創作を伴わない、単なる発見
操作マニュアル	単なる情報の提示であり、技術的思想ではない
画像データ	単なる情報の提示であり、技術的思想ではない

② その他、特許を受けられないもの

医療行為・・・人道上の理由から産業上利用することができないため特許を受けられない

ex.手術方法、治療方法など

公序良俗に反するもの・・・ex.偽札の製造機など

★要チェック★

特許の「発明」の定義 1・自然法則 2・技術的思想 3・創作
特許を受けられないもの・・・医療行為、永久機関、単なる発見、個人の技

3. 特許要件

① 産業上利用可能な発明であること

- ・ 人間を手術、治療、診断する方法
- ・ 業として利用できない発明(個人的利用、学術的・実験的のみの利用)
- ・ 明らかに実施できない発明

Chapter1 特許法、実用新案法

② 新規性があること

新規性とは、「新しいこと」

その発明が、**特許出願された時点より以前に、国内外において公然と知られていないこと**

⇒ 出願以前に、文献などに掲載されたり、実施されたり、インターネット上に開示されていないこと

外国の文献や、外国での実施行為も判断の対象になる

自分で発明を発表・公表してしまった場合もNG(新規性を喪失する)

新規性の判断・・・新規性が失われたかどうかは「**秘密状態を脱したかどうか**」で判断される。

⇒ 社外の人に発明の内容を説明したい場合は、秘密保持契約を結んだ上ですることが必要

⇒ 守秘義務のない相手に対しては、口頭での説明だけした場合でも、新規性は失われる

③ 進歩性があること

その技術分野における通常の知識を有する者(当業者)が容易に思いつくものでないこと

④ 先願であること

最初に特許出願をした者を優先する。(先発明ではない)

⑤ 公序良俗・公衆衛生に反しないこと

★要チェック★

先願が優先。先発明や先使用ではない

薬、医療器具、それらの製造方法 は特許を受けられる

4. 特許出願から登録まで

① 特許を受ける権利

- ・ 特許を受ける権利は、発明者個人に発生する
- ・ 特許を受ける権利は移転することができる
- ・ 職務発明は、法人等があらかじめ権利を譲り受けることを予約しておく必要がある。
ただし、相当の対価が必要。
- ・ 特許を受ける権利が共有であるときは、他の共有者と共同でなければ特許出願できない

Chapter1 特許法、実用新案法

② 特許出願

特許庁に**特許出願**し、**設定登録**を受けることで権利が発生する

必要書類…**願書**+添付書類(**明細書**、**特許請求の範囲**、**要約書**、**必要に応じて図面**)

明細書とは…発明の背景や詳しい実施形態などが記載されたもの

明細書に記載すべき事項…3つ(**名称**、**詳細な説明**、**図面の説明**)

出願人…**本人** または **弁理士・弁護士**(業として代理ができるのは弁理士・弁護士のみ)

★要チェック★

明細書に、「嘘」や「隠し事」をしてはならない

③ 出願公開

すべての特許出願は、**出願日から1年6ヶ月経過後に出願公開**される(**公開特許広報**が
発行され、これに出願の内容が掲載される)

出願公開されたからといって、特許権が発生したことにはならない

出願公開で開示される内容は、出願人の氏名、願書の添付書類に記載された内容など。

審査結果は公開されない。

早期出願公開…出願日から1年6ヶ月を経過する前に出願公開を請求できる制度。
出願公開前であればいつでも請求できるが、請求できるのは**出願人のみ**。

④ 審査

特許出願後、**出願審査の請求**があったものに対して**実体審査**が行われる。審査を受けるためには、出願日から**3年以内に出願審査請求**をしなければならない。出願審査請求を行うと、特許庁の審査官が審査を行い、拒絶理由があれば通知される(**拒絶理由通知**)。拒絶理由が通知された場合、出願人は、**意見書**の提出によって反論ができる。また、**手続補正書**の提出によって、拒絶理由を解消するように出願内容を修正できる。

⑤ 特許査定

(意見書や手続補正書を提出した場合も含め)審査において拒絶理由が無いと判断されると、**特許査定**が行われる

⑥ 設定登録

特許査定 of 謄本が送達された日から**30日以内**に、所定の特許料を納付すると、**設定登録**が行われる。**設定登録によって、特許権が発生する**。登録された特許の内容は、**特許広報**に掲載される

Chapter1 特許法、実用新案法

⑦ 拒絶査定

(意見書や手続補正書をもってしても)拒絶理由が解消しない場合は**拒絶査定**となる

出願人が拒絶査定に不服のある場合は、拒絶査定の日から3月以内に**拒絶査定不服審判**を請求し、その判断について争うことができる

5. 特許権の発生と管理

① 特許権の効力

特許権は、特許権者が特許発明を業として**独占的に実施**できる権利である

※「実施」とは・・・その物の**生産、使用、譲渡(販売や配布も譲渡に含まれる)等、輸入、輸出**

特許権の効力は、**個人的・家庭的な実施には及ばない**

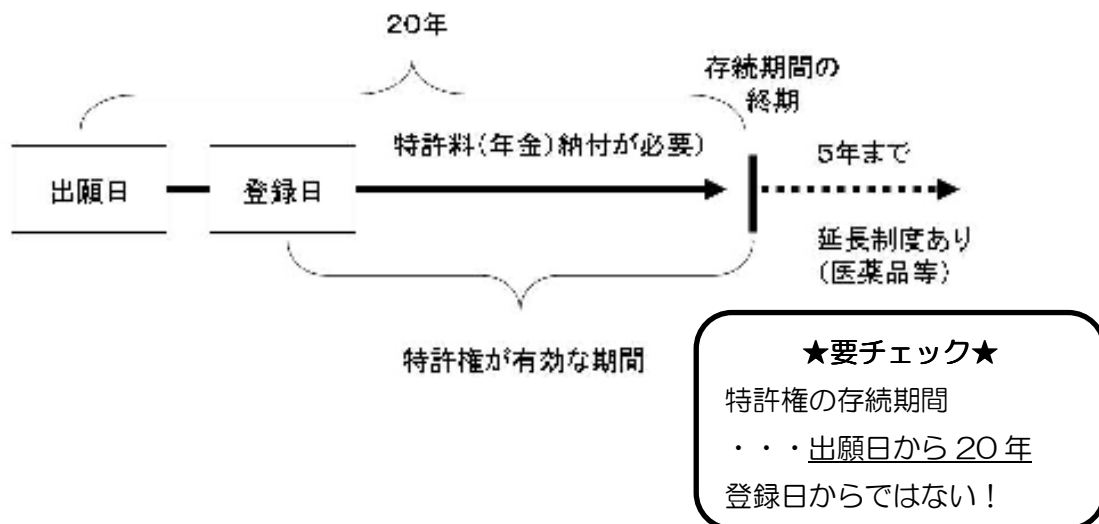
特許権の効力は、**試験研究のための実施には及ばない**

(マーケティングのような市場調査は、「試験研究」には含まれない)

② 存続期間

- ・ 存続期間とは・・・権利がある期間(特許権には期間がある)
- ・ **出願日から20年**
- ・ **各年ごと**に定められた**特許料(年金)の納付**が必要。納付しないと特許権は消滅する
- ・ 初回納付料は1～3年分をまとめて納付する。4年目以降は1年ずつでもまとめてでもOK
- ・ 医薬品など、許認可に相当の期間を要する分野は、5年を限度に特許権の存続期間の延長制度が設けられている

特許権の存続期間



Chapter1 特許法、実用新案法

6. ライセンス

- 特許権者は、特許権の譲渡やライセンスができる

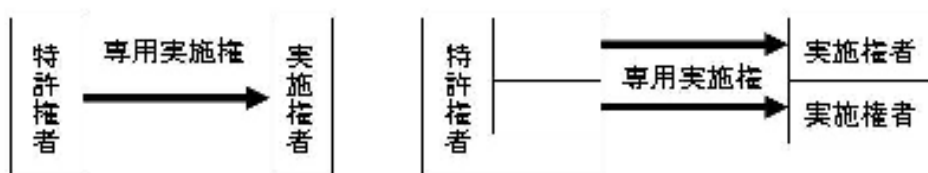
① ライセンスの形態（2つ）

専用実施権（専用実施権の設置）・・・**実施権者のみに特許権の実施を独占させる形態**

専用実施権者は、設定した範囲内で独占排他的な権利を有する

専用実施権は、登録することで効力が発生する（登録が必要）

内容・地域・期間を限定して認めることができる



通常実施権（通常実施権の許諾）・・・**許諾した範囲内で特許発明の実施を認めること**

重複する範囲について、複数人に許諾をすることができる

登録しなくても、効力が発生する（当事者間の契約のみでOK）

内容・地域・期間を限定して認めることができる



7. 特許権の侵害

- 特許発明の技術的範囲は、願書に添付された「特許請求の範囲」の記載に基づいて定められる
- 特許発明の範囲における実施が特許権者に無断で行われていると判断した場合には、権利侵害として、特許権者が相手方に伝える＝警告状を出して警告する

Chapter1 特許法、実用新案法

① 権利侵害をされた際の対応

警告状・・・特許権者が、権利侵害をしていると考えられる侵害者に対し、権利を侵害している旨を通知する手紙のこと

差止請求、損害賠償請求・・・警告状を送付しても解決しない場合は、特許権者は相手方に対し**差止請求**や**損害賠償請求**ができる(差止請求＝「使わないでください」損害賠償請求＝「損失を補償してください」、という要求)

刑事罰・・・特許権侵害に対しては、**刑事罰**が適用されることもある

② 特許侵害の警告を受けた際の対応

- 1 ・ **特許原簿**・・・まず、**特許原簿**の確認
- 2 ・ **特許請求の範囲**・・・次に、実施品が特許侵害にあたるかどうか「特許請求の範囲」を確認
- 3 ・ **特許無効審判**・・・実施品が特許権の侵害にあると判断された場合は、その特許に**無効理由**がないかどうかを判断する。無効理由があれば、**特許無効審判**を請求できる場合がある。

【2】実用新案法

1. 実用新案制度の目的

実用新案とは・・・「小発明」に与えられる権利のこと。

① 保護対象・・・考案

物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案。自然法則を利用した技術的思想の創作(特許法と異なり、「**方法の考案**」は**実用新案登録を受けられない**)。

特許法と比較してみよう

特許法→**発明**・・・自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のもの

実用新案法→**考案**・・・自然法則を利用した技術的思想の創作。小発明。

② 特徴

審査は方式審査のみ→提出書類の方式の正誤が中心の**方式審査**のみ

Chapter1 特許法、実用新案法

実体審査はない→新規性や進歩性など、実体的な要件についての**実体審査**を受けることなく登録できる(**無審査登録制度**)

- ・ メリット→権利取得までが比較的早い
- ・ デメリット→要件を満たしていない出願でも登録されてしまう可能性がある。
- ・ 権利者が侵害者に対し差止請求をする場合などは、**実用新案技術評価書**を提示して警告するなど、一定の制限が課されている

→無審査登録主義のため、権利の乱用防止と第三者に不測の不利益を与えることを回避するため

③ 存続期間

- ・ 権利の取得には、**特許庁**への**出願**が必要
- ・ 存続期間は、**出願日**から**10年**(特許より短い)